

第九十一回
帝國議會
貴族院
皇室典範案特別委員會會議事速記録第二號

付託議案
○皇室典範案

昭和二十一年十二月十七日(火曜日)
午後一時十五分開會

○委員長(伯爵二荒芳徳君) それでは只今から本委員會を開會致します
國務大臣金森君の御説明を伺ふことに致します

○國務大臣(金森徳次郎君) 本日總理大臣が御説明申上げる豫定を致して居りましたが、已むを得ざる事情がございまして、僭越であります。私よりして本委員會に付託されました皇室典範につき大略の御説明を申上げたいと存じて居ります。茲に公布せられた改正憲法の第二條及び第五條に依りますと、皇位繼承の事柄が、豫定せられてあつた譯であります。そこで本案は此の皇位繼承と攝政とに關する事柄を中心と致しまして、此の二つのことに密接な關係を持つて居ります。若干の事項を併せて規定した譯であります。其の若干の事項と申しますのは、皇族の事柄、それから皇族の成年に關する事柄、敬稱、即位の禮、大喪の禮、皇統譜、陵墓及び皇室會議に關する事項を指すのであります。左様であります。故に、現在の皇室典範の中に規定してあります事柄の中に於きまして、皇室の御一家に規則とも考へるべき部分及び一般の法令に任ずることが適當と考へられ、その部分は之を取除きまして、殘る部

分を法律たる今回の皇室典範の案に盛り込んだ譯であります。其の結果と致しまして、現在の皇室典範の中にあります色々な規定の中の皇族の監督及び懲戒、太傳の規定、改元、皇族の訴訟等に關するものは除くこととなつた譯であります。次に此の皇室典範の中の條章の問題であります。先づ章を分けまします。規定事項の内容を本に致しまして之を定めたのでありまして、先づ第一章に於きましては、憲法に基く主眼目であります所の皇位繼承の規定を設けました。次に主として皇位繼承資格者の範圍に關する規定と致しまして、第二章に皇族の章を設けました。次に本案の第二眼目とも謂ふべき攝政に付きまして第三章を設け、其の次の第四章に於きましては、此の皇位繼承と攝政と云ふ兩眼目を中心としつゝ、是と密接な關係にある所の成年、敬稱、即位の禮、大喪の禮、皇統譜及び陵墓に關する規定を設けました。最後に、以上申し上げました諸般の規定の運用の上に必要であります所の皇室會議の規定を設ける必要があらまします。第五章に相當詳細なる規定を設けた譯であります。そこで今申しました章に従ひまして、内容の重點を御説明申上げたいと存じます。第一章の皇位繼承と云ふ部分に付きましては、中身に感込まれてあります所は、大體現行制度と同じやうである譯であります。唯皇位繼承さ

れまします資格者は、今後は嫡男系嫡出に限定することに致したのであります。又現在の典範に於きましては、皇位繼承の順序の變更は皇室會議と樞密顧問に諮詢することになつて居るのであります。けれども、本案に於きましては皇室會議と云ふ一つの會議の議に依ることになつて居る譯であります。それから第二章の皇族の章に於きましては、只今申しましたやうに其の範圍を嫡男系嫡出に限つたこと、それから親王及び内親王の範圍を縮小致しまして、大寶令の規定とも違ひ又現行の規定とも異つては居ります。三世以下は男を王、女を女王と致しましたこと、それから臣籍降下に關する規定を改正憲法の趣旨に照しまして更に一層合理的にしたことが現制と異なる所である譯であります。それから第三章攝政の部分に付きましては、實際に於きましては現制と殆ど差がないと申上げて宜いのであります。唯僅かに配偶者のある皇族女子にも攝政就任資格を認めましたこと、それから攝政の廢止の場合の規定、それから攝政追の制限のことは、現在は攝政令中に規定があるのであります。これを此の部分に移したと云つて宜からうと存じます。それから第四章には、種々な事項を併せて規定を致したのであります。即位の禮と云ふものに對應して大喪の禮を規定し、又陵墓に關する規定を茲に設けて居る等の内容であります。次に第五章の皇室會議のことであります。先づ皇室會議の組織に付きまして、色々な方面を考慮して皇

族並に立法、行政及び司法の各分野から人を集めまして、十人の議員で之を組織することとし、議長には内閣總理大臣たる議員がなることに致します。又之に豫備の議員を置くこと云ふ風の規定を致しまして、運営に付き一貫して居る原則を定めたのであります。更に稍々注目すべき規定と致しましては、皇室會議は此の法律及び他の法律に基く權限のみを行ふ旨を規定して居るのであります。之を他面から言へば、法律に依らざる權限を個々の命令等によつて變へることの出来ないやうになつて居る譯であります。それから最後に附則の點であります。是は固より當然のことではあります。けれども、此の法律が日本國憲法と同時に施行せらるべきことと云ふこと、それから現在の皇族及び陵墓は今回の法律の制定に拘らず從來の地位を保つことと云ふ風に規定して居る譯であります。以上申しました所の臨時法制調査會に於きまして審議答申せられました要綱を基本と致しまして、輕微なる相違點はありますけれども、概ね其の内容に従つて立案致した譯であります。要するに眼目と致しまして改正憲法の精神を具體化させ、而も他の一面に於きまして、皇室の尊嚴を維持し、其の由緒深き傳統を活かすことに最善の注意を廻らした譯でございます。どうぞ御審議を御願致したいと考へます

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 只今より暫く懇談に入りたいと存じます。御異議ございませぬか
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(伯爵二荒芳徳君) 御異議ないものと認めます。速記を止めて
午前一時二十五分懇談會に移る
午後二時三十分懇談會を終る
○委員長(伯爵二荒芳徳君) 懇談が終りましたので、是から委員會に入りまして、通告順に依りまして質疑を願ひます。渡部信君
○渡部信君 私は先づ總論的事柄、或は又直接に此の案の中に關係のある條文が見えないやうな事柄に付きまして、數點御伺ひ致したいと思ふのでございまして、其の第一は現在の皇室典範、是は憲法施行の日にならうかと云ふことに付きましては、昨日の本會議に於きましても、先刻の懇談會でも、金森大臣は、それは改正憲法の施行せられる其の間に無くなるやうな手續が執られるであらうと云ふ風な御説明があつたのであります。此の點は私は少し疑問を持つのであります。從來の皇室典範は議會の議を経て居りませぬし、又皇室の家法と云ふやうな意味で、皇室典範と云ふ特別の形式を以て制定せられて居りまして、明治二十二年の皇室典範は公布もされて居らないことは御承知の通りであります。然るに新しい典範は、改正されました憲法に依つて國會の議決を要すると云ふことになつて、形式も今度は法律案になつて居りますから、前後の皇室典範が直接に法規上の連絡を明かにすると云ふ

ことは、是はもうむづかしいと云ふことは分りますので、憲法のやうに改正の形を採ることはむづかしいことは分るのであります。唯現在の皇室典範六十二條には、將來此の典範を改正し、或は増補する必要がある時には、皇族會議及樞密顧問に諮詢して勅定すると云ふことが書いてあります。公式令にも皇室典範のことはありますが、改正のこともないから見ますと、何か皇室典範は法理上其の儘効力を失はしめることが出来ないかと云ふやうに思はれるのであります。其の結果若し皇室典範を廢止するとか、效力をなくすると云ふやうなことになるても、其の廢止は無効だと云ふやうな議論が立つのではないでせうか。若しさうなると、今日の此の典範の案が出来まして、二つの、新舊兩典範が兩立すると云ふことになつては困るのであります。さう云ふ心配はないのであります。而も兩方形が違ひますので、前法が後法を廢止すると云ふやうな理論もちよつと適用が出来ないやうに思ひます。改正憲法九十八條には此の憲法に反する規定は無効だと云ふやうな規定もありませんけれども、どうも其の中に皇室典範が入るやうにもちよつと見えなくも伺ひたい。それで最高裁判所で色々法規の有効無効を決定する権限があるやうであります。此の憲法の八十一條を見ますと、どうも此の皇室典範はそれに入つて居るやうに見えませぬので、此の點に付きまして、先づ法理論をちよつと御伺ひ致したいと思ひます。

と憲法との關係と云ふものは、現在の法律の中に於きましても色々な學說上の疑問がある譯であります。併し今回の改正憲法の下に於きましては、そこに根本的な考の差が現れて居るのか、憲法を以て成文法中の最高のものとして、其の外には是と對立するものを認めないと思ふ原理が含まれて居るものと思ふ譯であります。併し何處にさう云ふ證據があるかと云ふことになりますると、條文解釋の上から行きますれば、多少のそこに論議の存する餘地があり得るものでありますけれども、併し是は斯様な非常な大改正の道行きをして、國法一元化は之に依つて行はれて居るものと考へて居ります。其の顯著なる目印は改正憲法の第二條及び第五條に於きまして、皇室典範は國の法律である、國會の議決を経ると云ふことを決めて、さうして斯様な皇室典範の中に皇位繼承及び攝政のことを規定してある、斯う書かれて居ることに依つて明かであると存じます。又國民平等の原則が示され、さうして其の國民の中には天皇も含まれて居ると云ふことは、憲法改正の場合に述べた所の説明であります。其の説明が是認せらるゝ限り茲に變化があつたものと思ふ譯であります。併し現實の手續の上に於きましては、現在の皇室典範を其の儘残して置いて、さうして新なる法律、皇室典範を定めますと云ふことは、是は多分二重の國法が残ることになりまして、前の皇室典範が其の儘なくなる理窟はありませぬ。従つて二重の法律が出来まして、此の二重の法律が前法、後法とか、一般法、特別法とか云ふ原理に依つて、どれが残つ

て居る活きた法かどうか、斯う云ふことを決めてかゝらねばならぬことになりだらうと存じて居ります。併しそれは甚だ煩雜なる道行きであります。故に、現在の皇室典範系統の法制は自發的に之を止めて戴いて、さうして其の所が空白になつた時に、此の憲法に基いての皇室典範が現れて來ると云ふ道行きを執る方が、解釋上の煩雜を避けること云ふ意味に於てなだらかなのである。斯う云ふ風に考へて、今回の皇室典範は改正法ではなくて新に制定するものとして提出を致した譯であります。さうなりましたと問題になりますのは、現行の皇室典範は先程仰せになりましたやうに改訂と増補との二つの場合を豫想して居るのではありません。茲に一つの問題が起ると云ふ御趣旨であります。詳細に其の問題は起るのであります。非常に事情は存じませぬけれども、非常に大事と思ひ、容易に渝ることなき法と考へまする場合には、それを一種の恒久法として取扱ひ、渝らざるものと考へる考へ方は人間世界にあり勝ちなものと存じて居ります。例へば大寶令の如きものは是は多分渝らざる掟として定められたのであります。永い間に一遍も改正はなかつたのであります。併し後から色々な法が補はれると云ふ道順を持つて來て居るのでありますけれども、今日大寶令が現實に行はれて居るとは實は考へられぬのであります。して、當初廢止せざる法として意圖して規定せられまして、冷やかなる法律の動き方に依りましては、それが廢止せられることはあり得ると思ふのであります。そこで此の皇室典範も亦皇室に於て御廢止になることは可能であ

ると考ふるのであります。今申しましたやうに其の手續は改正と増補とのみ豫想せられて廢止の規定はないのであります。之を如何にして行つたならば宜いかと云ふ問題が起るのであります。是は運用上の一つの解釋問題を生み出して居ると存じます。此の點は宮内省の方が主として管理せられて居る問題であります。故に、私からして今此の點に確に其の方法を申上げることは困難でありますけれども、一つの方法と致しましては、極く理論的に申しますれば、廢止の手續に關する規定を皇室典範に現在の儘規定してあると云ふのが一つの行き道であらうと思ひます。第二の行き道と致しましては、解釋に依りまして典範を改正増補する其の手續として皇室典範を廢止することも出来るのではなからうか、改正或は増補と云ふことを極度に延長して行きますれば、結局廢止と云ふ理論的な部分に到達致しますが故に、其のやうな解釋も生れるものではないかと思つて居りますけれども、現實の結論は今日まだ政府の側に於きましては確定は致して居りませぬ。宮内省の考に委せて居ると存じて居ります。何れに致しまして、其の所定の手續を執つて廢止を願ふと云ふことに宮内關係では豫定を致して居ります。

○渡部信君 只今の御話はよく了解致しましたが、私は其の點に付ての疑問がまだ残るやうに思ひますので、今後よく御研究を願つて置きたいと思ひます。次の問題の一つ御伺ひ致します。昨日本會議で佐々木さんから、現在の皇室典範の今申上げた六十二條に、典範の改正増補は皇族會議に諮詢するとあるが、此の度の皇室典範の案を皇族會議に諮詢したかと云ふ御質問がありまして、それに對して、現在の皇室典範と此の度の典範とは形式も效力も全く別である、本案は改正憲法に基く皇室典範であるから、皇族會議に諮詢せらるべきものぢやないかと云ふ意味の御答辯を幣原國務大臣、金森國務大臣から承つたのであります。私は此の點に付て又御伺ひしたいのです。此の典範の案は改正憲法に基くものでありますから、それは現在の皇室典範の六十二條に定める手續を要しないと云ふことは、それは勿論であらうと思ひます。併しながら改正憲法に依れば樞密院は廢止せられるにも拘らず、此の度の案は樞密顧問にも御諮詢になつたやうに新聞でちよつと見えて居ります。それが事實と致しますれば、此の度の案は改正憲法の趣旨のみでやつたものでもないやうに思ひますが、樞密院の諮詢は別と致しまして、此の度の皇室典範は實質上、皇族の御身位、權利義務に重大な影響があることは勿論で、從來の皇室の制度を大幅に改正しようとする案でありますから、此の實質的の方面から見てよく皇族方の御意見を承り十分皇族方の御理解を得ると云ふことが、皇族會議の議を経ると云ふことが妥當であらうと云ふ感じがするのであります。此の案は法律の案であります。が、前例はないかも知れませぬけれども、公式令を見ても法律の案を皇族會議の議に付してはいけなかつた。云々明文もないやうであります。それで改正憲法に依りますと、總て國民は個人として尊重せられる、自由も權利も十分に保障せられると云ふことになつて居るのであります。此の案のやうに一般の國民の利害には比較的關係は

薄いのでありますが、反對に皇室、皇族に對しては、極めて密接な重大な關係のある法律案でありますから、斯う云ふ案を皇族會議に御諮詢になつてこそ、皇族を個人としても尊重し、又其の自由、權利を保障せらるゝ所以ではないかと思ひます、此の意味に於て此の典範の案を樞密顧問だけに御諮詢になつて、皇族會議に御諮詢がなかつたと云ふことは、此の現在の皇室典範には違反しないかも知れませぬけれども、民主主義を基調とした改正憲法の精神には合はないやうに思はれるのであります、其の點は如何でございますか、御伺ひ致します

○國務大臣(金澤徳次郎君) 御説の點は、一つの考へ方を推して行きますれば非常に理由のある御意見と存じて居ります、併し政府の立場と致しましては、皇室典範は憲法に基く所の法律案として提出するのである、即ち憲法附屬のものとして考へて居りますので、一般の憲法に關係する法律の扱ひ方に従つて處置をして行きます、假令其のことが皇室に深き御關係があるに致しましても、正式に皇族會議に御諮詢を願ふ所の途を講じなかつたのであります、詰り是が公の法律の面と云ふ所に重點を置いた譯であります、併し現實の扱ひ方と致しましては、法制調査會を経由致しました外に、宮内省と密接なる連繫を取り事實に於きましては、其の筋を通して十分皇室側の御意見を伺ひ得て居ると信じ、又原案を茲に編み込みます上に於きましては、宮内省側の意見と完全に一致して居ると云ふ方法を以て結論を得て居りますので、實質に於きましては、十分然るべき方面の意嚮を質して居ることにならうかと考へて居ります

○渡部信君 實際上に宮内省と御連絡を御取りになつたと云ふことであります、私が、私は正式に樞密顧問に御諮詢になつたと云ふことであります、失張りの皇族會議にも正式に御諮詢になつた方が宜くないかと思ひますが、それは意見になることでございまして、一應打ち切りまして、同じ趣旨で此の典範の將來の改正に付てであります、是も國會に提出する前に、皇族が構成員に加はつて居られる皇室會議の議を矢張り經ることに規定せられる方が、宜しいのではないかと思ひますが、其の點を序でに伺つて置きます

○國務大臣(金澤徳次郎君) 此の憲法の改正と云ふものが、從來の斯様な面に對しまする考へ方に相當の變化を及ぼして居ると、斯様に信じて居ります、どう云ふ所に變化を及ぼして居るかと言へば、皇族も亦國民の一員であると言ふ見地を取り、従つて皇室典範が今後其法律であるならば、一般の法律制の手續に依るべきものであつて、皇族の方々は矢張り國會に代表せられるべき筋合のもの、斯様な風の考を踏襲して居ります、故に制度に於きまして、皇族會議或は茲に豫想して居ります皇室會議に意見を問ふと云ふ途は設けて居りませぬ、けれども現實の皇室典範を改正するやうな場面に於きましては、何等かの方法を以て、實質上皇室の方々の意見を能く採入れるやうにすることは勿論のことと考へて居ります

○渡部信君 次に伺ひたいことは、現在の憲法七十四條に於きましては、皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要しないと思ひますが、改正の憲法では、皇室典範は國會の議を経ると云ふことに改められました、此の點を除きますと、新憲法の二條、五條に、皇位繼承、攝政のことは皇室典範に定めると規定してある條文は、現在の憲法の二條、十七條に皇位繼承と攝政のことは皇室典範に定めると書いてある條文に照應するやうに思はれるのであります、現在の憲法に所謂皇室典範と云ふものは、憲法でもなく、法律でもなく、命令でもなく、何れにも屬しない、又どれも違つた特別の形式の法規であると云ふことは、現實の事實であります、公式令から見ましてさう云ふことは窺はれるのであります、それでは、此の度の新しい典範の形式はどう云ふ風にしたら宜いかと云ふ問題であります、改正憲法の二條に、「國會の議決した皇室典範と斯うあります爲に、前議會以來、又昨日日本會議に於ても、金澤大臣からは法律案の意味である」と云ふ御説明があつて、現に此の案も法律の案になつて居ります、私は此の點に付て疑問を抱くのであります、現在の憲法と改正憲法とを通過しまして、帝國議會或は國會の議決を要する事項は色々あります、憲法に緊急勅令なり、今度の憲法に依る條約や其の外豫算、決算、何れも帝國議會なり國會なりの議決を経ることになつて居りますが、議決を経ても憲法は憲法であり、勅令は勅令であり、議會の協賛を経たから條約が法律になつたりする譯ではないのであります、一面新憲法の條文の中に、「法律の定めるところとある所をよく讀んで見ますと、内閣法、國會法、裁判所構成法、會計検査院法、參議院選舉法と置き換へても分ると思はれますのに、皆特に法律を以て定めると書いてあります、所が皇室典範だけは「法律の定めるところにより」と言ひませぬで、特に「國會の議決した皇室典範の定めるところ」と斯うあります、そこで改正憲法の解釋上の問題になるのですが、皇室典範は國會の議決は經るのでありますけれども、それだから典範は法律で規定すべきものだと思ふ論が必ずしも當然に來ないやうに思はれる、現在の憲法以來の立法の沿革から見まして、改正憲法に依つて國會の議決を経ることにになりましたが、法律の形式に依らず、皇室典範と云ふ特別の形式の法規とすべきものぢやないかと云ふことを伺ひたい

○國務大臣(金澤徳次郎君) 御尋ねの點は、言葉だけから申しますと左様な疑ひが起り得ると云ふことがある譯であります、併し典範と云ふ言葉は、謂はば法と云ふ意味に理解を致しますれば、皇室法、斯う云ふ風になる譯であります、皇室に關する法であつて、國會の議決を經ると云ふことになりました、と云ふ風に解釋されて然るべきものやうに思つて居ります、憲法に關する諸般の説明の上に於きまして、大體其の趣旨を以て御説明を申上げて居つたと存じて居ります、さうして其の事の明白なる結果は、今の御示しになりました第七條に於きまして、「憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること」と云ふことの權能が書いてあります、特に皇室典範を公布すると云ふことは書いてありませぬ、何れにしても當議上公布せらるべきものであるに拘らず、此處に特掲して居ないと云ふやうなことを、其の外他の條文に於きまして、此の憲法の條規に反する法律、命令等は效力を有しないと云ふやうな所を見まして、結局特別な形式が皇室典範に豫想せられて居る證據はございませぬ、即ち今申しましたのは、實質的に言つて皇室典範は法律であることが、第二條に依つて明かしては、形式的に法律以外の左様な規定のあることを豫想して居ない、此の兩面から申しますれば、皇室典範は法律の一種であると云ふ風に了解して、解釋上一點の疑ひはないものと存じて居ります、偶々茲に皇室典範と云ふ特別な規定を設けましたのは、皇室の取扱ひ方に付きまして其の法規の文字を莊重にすると云ふ考に出て居る譯であります

○渡部信君 只今の御話であります、憲法第二條に明かであると云はれるけれども、私は明かでないと思ふから御伺ひしたのであります、明かであると云ふ御見解で、典範としては公布の方にも入つて居らないと云はれる、それは私も氣が付いて居るのであります、それは私も氣が付いて居るのであります、憲法の上から言へば、公布せられる方が宜しいのでありませうけれども、その内容は多くは天皇、皇族の内部の關係を規定したものでありまして、從來の最も大切な明治二十二年の皇室典範も今尙公布せられて居らない位であります、絕對に公布せられなければならぬと云ふ程でないやうにも解釋せられる餘地があるのではないか、是は斯うした方が宜いと云ふ斷定的な意味ではありませぬけれども、さう云ふやうにも取り得るのであります、さう云ふ考から申しますと、必ずしも御話

のやうに明かではないと思ひますけれども、是以上は議論でありますから、御趣旨だけを伺ひまして、次のことを御伺ひしたいと思ひます、次に此の案には女帝を認めてない云ふこと、又御退位の制度がない云ふこと、是は昨日の本會議に於て御質問がありまして、幣原、金澤兩大臣の御説明も拜聴致しました、私も原則として其の御説明には極めて同感に存する次第であります、御退位などは弊害の多い場合も非常にあるのであります、又女帝の方も權宜の處置としては實例がありますけれども、是も極めて例外的のものでありますから、原則として御決めにならぬと云ふことは非常に結構ぢやないかと思ふのであります、唯茲に胎中皇族を皇嗣として認めるかどうかと云ふ問題に關聯して、或特別の場合だけ女帝を御認めになり、又御退位の制度を認められたら、其の方が却て國民の總意にも適ふものぢやないかと思ふやうな場合があるやうに思はれますので、一應御尋ね致して見たらと思ひます、是は第一に、今の胎中皇族を皇嗣として、即ち第一順位の皇位繼承者として御認めになるかどうかと云ふことに付て伺ひたいと思ふのであります、一般法制上、胎兒に付ては色々な關係に於て生れたものと看做して其の權利を保護して居ることは言ふ迄もないことであります、將來我が國の家督相續の制度と云ふものが廢せられるかも知れませんが、假に家督相續の制度を廢せられると致しまして、遺産相續とか、不法行為の損害賠償權とか云ふやうな關係で、胎兒の權利は今後も或程度認められるのではないかと思はれます、現に皇室財産令に於

きまして皇族の遺産相續に付ては、胎中皇族の權利を認める規定があるものであります、此の皇室典範の中でも、胎中皇族を生れたものと見て其の御身位を認めるやうな條文もあるやうに思はれます、併し胎中皇族と云ふものを皇嗣として認めるかどうかと云ふことに付ては、現在の皇室典範の解釋上、從來色々學者間にも肯定説と否定説と兩方あるやうであります、其の學說の當否は別と致しまして、胎中皇族の皇嗣たる地位及び其の權利を明文を以て認める方が宜くはないかと思はれる場合があるやうに思はれます、例へば天皇崩御の際に、先程御示しになりました表に見えますやうに、非常に血統の遠い何十親等も離れた皇族男子はおいでになりますけれども、天子様の皇位は居られない、或は皇位は居られても内親王だけで、而かも皇后様は御妊娠中だと云ふ場合を想像致しまして、其の場合には胎中皇子が崩御の一目前に御生れになつて、さうして親王でいらしたならば、其の方が皇位を繼承すると云ふことは最も望ましいと思ふことは疑ひないのであります、唯親王であるか内親王であるか、崩御前には分りません爲に、皇位は一日も空しうしてはいけなと云ふ譯で、遠い親等の皇族男子が御位に即くことになるのであります、今申上げたやうな場合に限り特に胎中皇子の皇位に對する未必の權利即ちエベンチュアル・ライツを保護する爲、斯う云ふ場合に限つて、特別の權宜の制度として、一應攝政におなりになる資格を持つて居られる所の皇后或は皇子たる内親王、どちらかが女帝として御即位になる、さうして其の後皇子が御誕生になる譯で

ありますが、御誕生になりましたら、其の皇子が親王でも内親王でも、女帝は御退位になると云ふ制度を設けてお置きになる、さうして若し新しい皇子が親王でいらつしやつたならば其の方が御即位になる、それが一番宜いのであります、又若しお生れになつた方が内親王であれば、其の時初めて其の次の順位にある親等の遠い皇族男子が御即位になると云ふ風に、さう云ふ特別の場合に限り特別の制度を決めたらどうかと思はれる、斯う致しますれば、天皇崩御の後に空位は無論ない、さう云ふ空位の期間を存する憂はありません、それから極めて臨時の處置たる女帝でありますから、皇嫡即ちプリンセス・コンソートと云ふやうな問題もありません、又男女平等を認めた改正憲法の趣旨にも近づいて來ることにもなります、又歴史に現れた十代八方の女帝の場合と同様に、女帝は何處迄も極く權宜の制度に止まつて、攝政のやうな臨時の制度になります、其の上になつた例外的な女帝を介して、先帝の嫡出の男系の男子である方に皇位を傳へると云ふ機會もそこで逸せず済むのでありますから、憲法、皇室典範の大原則にも一致致します、其の上に、天皇を憶れの中心として仰ぐ八千萬國民の感情にも一致する譯ぢやないかと思はれます、斯う云ふ風な特別な場合でも絕對に女帝を認めない、或は胎中皇族の皇嗣たる權利を認めないと云ふやうな御考でありますかどうか、それを伺ひたい

○國務大臣(金澤徳次郎君) 胎中皇子の皇位の繼承權を認めるかどうかと云ふことは、今御示しになりましたやうに、學者の間に議論のある所でありまして、現在の皇室典範の下に於きまして、斯様な皇位繼承が認めらるゝと一つの意見、認められないと云ふ意見とあるやうに見受けられます、此の問題は學說的な系統を辿つて行きますと色々な、どちらにも理由のあることと云ふ風に察せられますけれども、此の皇室典範は此の點に付きましては特別の明文を設けずして、現在の皇室典範の執つて居る態度に従つたのであります、さうして此の解釋に於きまして、現在皇室典範に付きまして、大體基本的な解釋は、是は認定の問題でありますけれども、基本的な解釋と認められます所に従つて、胎中皇子には皇位の繼承せられる場合なし、斯う云ふ風に解釋して居るのであります、其の事は結局其の解釋は色々な所に引掛りがありまして、是非善惡を此の際に申し上げることは困難でありますけれども、天皇が御崩御になりますれば皇嗣が直ちに即位すると云ふ此の規定だけで申しまして、未だ胎中においでになる方が直ちに即位すると云ふ觀念は成立致しません、極く平坦に文字を讀みます限り、胎中天皇と申上ぐべき方のあるやうに解釋することが無理であるかと存じて居るのであります、そこで何等か成文の規定を設けて、胎中天皇に皇位の繼承が行はれるやうにするとはどうかと云ふ、立法上の問題になりますけれども、是は結局價值判斷の問題でありまして、どの考が絕對的に正しいものであると云ふことは言ひ切れませんが、其の利害得失に付きましては大體先程渡部さんが仰しやつたやうであつて、殘る問題はそれ等の利害得失を綜合させて見て、どちらに十分の最後の理由ありとするかと

云ふことになるのであります、之を物差で理由の大小を計ると云ふことも相當に困難であると存ぜられます、私共の認むる所に依りましては、皇位は國民の仰ぎ奉る所の國の象徵である、此の象徵は何時もまさだとはつきりと何人の目にも映る所を以て國の中心を成しておいでになる方が望ましいのである、として見れば、現實に御生れになつた方を以て皇位繼承者と致しまして、未だ御生れにならない方は然らずとする根本の考であります、尙實行の面に於きまして、御生れになるのを待つて居ると云ふ姿に於て國の象徵を考へまする時には、色々な此の形式上の紛糾が起つて來るのであります、先程も既に仰せになりましたが、御生れになつたのが内親王であるか、親王であるかに依つて、場合に依つては新たに又皇位の別の系統に依る繼承が起つて來ると云ふやうなことになるまして、さう云ふやうな動搖を生じますことは決して好ましくないと云ふ風に考へてあります、尙其の他此の胎中皇子を認めますと、色々細かい點ではありますけれども、紛糾が豫想せられ、それに依つて國民思想に面白くない影響のある場面を豫想し得るのであります、唯胎中皇子に繼承權ありとする唯一の強き理由は、之を認めるとすれば比較的真直の系統を追つて皇位繼承が行はれるけれども、之を認めざる時に於きましては思ひもよぬ遠い所に皇位の繼承が移つて行くと云ふ場合がある譯であります、是は確かに重大な問題であると考へて居ります、併し稀有の場合を豫想して其の若干の理由を確保致

しますよりも、萬代不易の皇位に付きまして、國民の關心も、秩序の紊亂も、何等起る餘地がないやうにすることが正しいと思つた譯であります、勿論此の民法等の關係に於きまして、財産の關係に於きましての胎中皇族の立場は、是は先程既に御觸れになりましたが、一般民事規定の適用を受けることでありまして、今の私の申しましたことは全然別關係になつて来る譯であります、從つて胎中皇子の皇位繼承權を認めなかつたと云ふことの關係から、女性の天皇を認めると云ふことに多少の影響を持つて来るのであります、私共の現在の考へ方から申しますと、女性の天皇を認めないと云ふ理由に付きましては相當考究すべき點があるものであります、若し之を研究した結果として認むべきものであると致しますならば、今の胎中皇子と云ふ關係に於て考ふるのではなく、もつと本質的な、兩性の根本の平等と云ふやうな方向に於て判斷が生れて来るものと存じて居ります、併し是は既に本會議に於て申上げましたやうに、幾多の困難、なる解釋問題、それは日本國民の過去に於て抱いて居つた複雑なる思想と組合はされて居ります故に、俄に研究の結論を得ることが出来ませぬ、そこで今後の問題として殘されて居る譯であります

○渡部信君 次に此の度の案では庶子といふものは皇族とせず、又其の皇位繼承權も認めて居らないやうであります、此の點はどう云ふ譯でありますかと云ふことを御尋ね致したのであります、我が國の人口は明治以後非常な増加であるに拘らず皇族方の數と云ふものは數十年來殆ど増減が無いやう

に承つて居ります、明治、大正、昭和を通じて凡そ六十方から七十方の間である、先程御配布の表の中でもさうであります、其の位の間の往來して居るやうな實情のやうに記憶致して居ります、間違つて居るかも知れませんが、其の半數約三十三、四方の皇族男子が數十年間を通じてありになつた譯であります、昨日本會議で幣原國務大臣は皇統の男系の男子の無くなるやうな心配は無いと仰しやつたのであります、現在宮號を賜はつて居る十四宮の中で六宮様は殘念ながら今尙男子たる御子が無い有様であります、さうして新しい典範の案は、現在の皇室典範に比較致しまして降下の範圍を非常に擴げておいて降下の範圍を非常に狭くしてゐる、其の上に又今度は庶子は絕對に認めないと云ふことになりまして、尙確かなことは當になりませぬが、最近色々な新聞に度々傳へられる所に依りますと、現在の宮家の中、臣籍に降下される方が相當に多いことと云ふやうなことが書いてあるものであります、萬一さう云ふやうなことが事實になりまして、皇族の數と云ふものは急に減つて参ります、皇位繼承の上に憂ふべき場合を生ずる恐れが無い譯でないと思ひます、一體庶子を排斥するのは、國民の儀表たるべき皇室御一家の倫理道德の觀念として望ましいことは勿論でありますけれども併し色々な情勢に依りまして一概に其の庶子の生れたことが罪惡であると云ふ風に見られない場合もあるのではないかと存せられます、假に如何なる事情があつても庶子の生れることは好くないことだと致しまして、其の過ちと云ふ、それは父である方、母である方の御責任でありまして、其の

庶子の親である皇族の御責任を問ふと云ふことは是は考へ得ることでありませうけれども何も無い庶子たる皇子、庶子たる皇族の子の、皇族たる御身分を奪つてしまひ、其の皇位繼承權迄全く奪ふと云ふことは、妥當でないやうに考へられますが、如何でありますか、甚だ恐多いことでありまして、私も、我が歴史上明君と仰がれる英邁なる天子様で庶出の方が少くないのであります、近くは明治天皇、大正天皇も庶子でいらせられますし、遠くは平安朝を初められた桓武天皇、或は承久の亂で武家を抑へようと爲さつた後鳥羽天皇、或は建武の中興の後醍醐天皇、孝明天皇、外にも澤山居られるのであります、此の方々は、是は別に秘密のことでもなく、色々な本に書いてあることでもありますが、斯う云ふ明君も澤山いらつしやるのであります、さう云ふことを考へまして、此の度庶子を認めないと云ふことは如何かと思はれるのであります、古來、皇室の制度にも色々な變遷があつたのであります、此の度のやうに庶子を全面的に排除すると云ふやうな先例が我國の歴史にあるのでありませうか、併せて御伺ひ致します

○國務大臣(金澤徳次郎君) 皇位繼承の範圍に庶子を入れるか入れないかと云ふ點に付きましては、色々な角度から考へなければならぬと思ふ譯であります、大體日本の天皇の皇位繼承の問題は、根本的には何を基準として考ふるかと申しますれば、國民の核心として存在して居る一つの原理、即ち萬世一系の血筋を下ると云ふことでなければならぬと存じます、併し是は萬世一系の血筋を下ると云ふ其の内容を

細かに見て行きますと、其の過去の歴史に依つて出来たものと其の變遷すると云ふことにもならないかと存じて居ります、詰り根本に於きましては、一つのはつきりした大筋がある、併しそれが現實の場合に當つて來ます、其の細かい點は、時代々々の歴史が常に違つた道行を教へて居ります、或場合には女性の天皇が御即位になる場合もあり、或場合には斯様なことは大體避けて居る場合もあると云ふやうな風に、色々な變化も起つて居るのであります、私共の探ります根本の方針としては、萬世一系と云ふ中核の考へ方を時代々々の道義心其の他を以て調節して、具體的のことを決めて行かなければならぬと存じて居ります、そこで皇位の繼承者が非常に澤山御ありになつて、何等繼承の上に斷絶を生ずる疑ひは起さないと云ふことに致します爲には、庶子が皇族の中に數へらるゝことが好ましいと思ひます、併しながら他の一面に於きまして、現在の道義心の要請する所は、正當なる結婚に依つて御生れになつた方が此の萬世一系の血筋を御充しになると考ふるこの方が、國民の核心に該當するものではなからうかと思ふのであります、そこで斯様な現代的なる國民の道義心の導く所と、竹の園生の彌増に榮えることを望む所の考とが、如何にして安全に調和せらるゝかと云ふ問題が残つて來る譯であります、斯様な問題に付きましては、本筋から言へば、萬世一系の傳ふると云ふ所に根本の原理を置くのであります、其の外比較的從たる問題に注意すべきことでないことは勿論であると思ふのであります、現在の實情から精密に判斷し

て行きますと、嫡出子を以て皇位繼承者の範圍を限することは、御繼承の中に障礙があると斷定するだけの情勢はございませぬ、從つて道義心の導く所の結果たる嫡出子のみに皇位の繼承者を限定致しまして、斯様な皇室典範の案を作つた譯であります、尙最惡の問題とか、斯う云ふことは念頭に置いて居りませぬ、庶子が何等の御責任がないことはそれは言ふ迄もないことである、正當なる結婚に依つて此の血筋が傳はると云ふことが現代の國民の一般意識であらうと存じまして、其の線を選りて立法した譯であります、唯疑いますれば、皇位繼承の萬代不易を期する上に庶出も亦認めなければならぬ場合も起り得る可能性があるではないかと云ふ風の御疑惑の點は、是は想像を致し、推理を續けて行きますと、左様な場面も考へられるのであります、變化極まりなき場合に處します所の手段を、此の皇室典範に完全盛込む必要はないのであります、若し左様な場合が起りますれば、茲に國民の總意に基く適切な立法が答を供給して呉れるものであらうと云ふ風に考へて居りますから、是は絕對的の考へ方と御認めにならないで、此の典範の建前は、今の現實を基礎としつゝ、深恩熟慮の結果得たる結論である、斯う云ふ風に御了解をお願いしたいと存じます

○渡部信君 次に皇位の繼承がありました時には三種の神器を御受けになること、それから即位禮と共に大嘗祭が行はれると云ふことは、現在の皇室典範にあるのであります、是が本案に規定せられて居りませぬのはどう云ふ譯であるかと云ふことを御伺ひした

て行きますと、嫡出子を以て皇位繼承者の範圍を限することは、御繼承の中に障礙があると斷定するだけの情勢はございませぬ、從つて道義心の導く所の結果たる嫡出子のみに皇位の繼承者を限定致しまして、斯様な皇室典範の案を作つた譯であります、尙最惡の問題とか、斯う云ふことは念頭に置いて居りませぬ、庶子が何等の御責任がないことはそれは言ふ迄もないことである、正當なる結婚に依つて此の血筋が傳はると云ふことが現代の國民の一般意識であらうと存じまして、其の線を選りて立法した譯であります、唯疑いますれば、皇位繼承の萬代不易を期する上に庶出も亦認めなければならぬ場合も起り得る可能性があるではないかと云ふ風の御疑惑の點は、是は想像を致し、推理を續けて行きますと、左様な場面も考へられるのであります、變化極まりなき場合に處します所の手段を、此の皇室典範に完全盛込む必要はないのであります、若し左様な場合が起りますれば、茲に國民の總意に基く適切な立法が答を供給して呉れるものであらうと云ふ風に考へて居りますから、是は絕對的の考へ方と御認めにならないで、此の典範の建前は、今の現實を基礎としつゝ、深恩熟慮の結果得たる結論である、斯う云ふ風に御了解をお願いしたいと存じます

○渡部信君 次に皇位の繼承がありました時には三種の神器を御受けになること、それから即位禮と共に大嘗祭が行はれると云ふことは、現在の皇室典範にあるのであります、是が本案に規定せられて居りませぬのはどう云ふ譯であるかと云ふことを御伺ひした

いのであります。天皇が日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴であるが如く、神器は皇位の象徴でありまして、祖宗以來、皇位と共に傳へられて居ります。又將來も永久に傳へらるべき法の精神であることとは、皇室經濟法案の七條にも多少窺はれるやうな規定があるのであります。併しどうも神器を物的、經濟的方面から見ると、此の皇室典範の中に見地からして、此の皇室典範の中に其のことはつきり規定してはいけなないのであります。大嘗祭も非常に古くから行はれて居ります。悠久の沿革を持つて居りますが、所謂御大禮の一部でありまして、即位禮とはもう不可分の離すべからざる儀式であります。何故に之を此の度の典範の中に明文を御置きにならないのでありませうか、或は明文がなくとも、此の案の二十四條に、即位禮の一部として行ふものと解することが出来るかも知れませぬが、其の點も御伺ひしたいのであります。成程、大嘗祭は一種の信仰的儀式ではあります。昔は大嘗祭が行はれない以前に御退位になつた時には、世の中が半帝と申し上げると云ふやうなことも記録に載つて居ります。只今のは仲恭天皇の御代のことであります。それ等のことまで言はれた位で、大嘗祭と云ふものは御即位に伴ふ重要な儀式であつて、即位禮と大嘗祭は必ず行はせられる沿革であります。又一面大嘗祭は宮中のみの儀式ではないのであります。例の齋田點定と云ふものは全國に關係がありまして、一つの國家的の行事でもあるのであります。大嘗祭に伴ふ大饗、是なども一つの國家的の仕事

でもあります。只多少信仰的の儀式でありますから改正憲法の二十條に觸れると云ふやうな御意見があるのかも知れませぬが、併し改正憲法の上で、男女は平等であること云ふのに、典範には絕對に女帝は認めない、又憲法上、婚姻は兩性の合意のみに基いて成立すべきものであると云ふのにも拘らず、此の典範に依りますれば、天皇、皇后の婚姻は皇室會議の議を経なければいけないと云ふ風に、皇位繼承に關聯して居ります。事柄は、憲法の趣旨に多少反しても特例として典範に規定すると云ふことが妨げないと思はれます。此の神器のこと、大嘗祭のこと、これも數千年來皇位繼承に不可分の關係のある事柄として、特に此の典範の中に明文を御設けになつても差支へないやうに思はれるのであります。如何でありますか。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 今回の憲法の改正自體は色々むづかしい問題を包含して居ります。私は此の憲法は日本國民の政治的なる組織の面を規定して居るものと思ふのであります。其の政治的なる組織の面の外にありまして、信教の面とか思想の面とか云ふやうなことを別の範圍にして居る。斯う云ふのが此の憲法の持つて居る一つの根本の思想と思ふ譯であります。でありますから、此の憲法の下に、及び之に附隨して出來て來ます所の諸般の制度は、宗教と云ふことを離れて設けられて行く、斯う云ふ原理を推論し得るものと思つて居ります。今回皇室典範が提案せられます場合に於きまして、從來皇室の面に於きまして、亦國民の面に於きまして、御即位に關聯を致しまして幾多の宗教的な

儀式があつたことは固より認めらるるものであります。けれども、此の政治の面の制度と致しまして、左様な宗教的な規定は、之を設けることは憲法の趣旨と背馳するものやうに思はれるのであります。我々の政治は神祕的なものを離れて、合理的なる、常識的な無量に於て行はなければならぬと云ふ見地を採ります限り、事實は如何様にあつても、此の政治の世界に於きましては、左様な風のことを離脱することが正當かと思はれます。そこで御即位の禮とか、三種の神器とか云ふ面に於きまして、宗教的發現と見らるべき部分は全部皇室典範の法規の外に割愛したのであります。詰り國の秩序の外にあるものとして扱つた譯であります。でありますから、先づ三種の神器に付て申しますと、是は皇位の繼承であるとして傳へられて來た、皇位のある所に三種の神器が歸屬すると云ふことは、古來の長い間の慣例であると云ふことは固より承知して居りますけれども、併し其の中心味は多分に宗教的なものを織込んで居ります。之を現實の、謂はば俗的政治の面に規定をすることは避けなければならぬと思ふ譯であります。でありますから、此の皇室典範の上に於きまして左様な規定を置かなかつた譯であります。併し現實に三種の神器が如何に扱はるか云ふことは、少し今迄の考へ方と違つては來るのであります。皇座の中のこととして扱ふ趣旨である譯であります。さうして今ちよつと御觸れになりましたやうに、三種の神器に伴ひます其の物的方面……精神的方面でありませぬ、物的方面は、是は皇室經濟法の中に一つ

の規定を設けて道行きを明かにして居ります。精神的な方面に付きましては、固より法律の關與する面ではないと考へて居ります。それから大嘗祭は是も今仰せになりました通りであります。程度は差はありますが、固より或思想を以て今迄一貫されて居つたものであらうと考へて居ります。けれども今後の合理的なる政治の面に於きましては、信仰に關係のない面だけを採入されると云ふこととして大禮の規定を皇室典範に織込みまして、信仰的な部分のことは國の制度の外に置くこと云ふ考になつて居ります。従つてそれは制度自身の上から見ますと、矢張り外に出てしまふことになりまして、恐らくは皇室の御儀式として、皇室内部の御儀式として續行せられて行くことであらうと想像を致して居ります。

○渡部信君 さう致しますと、大嘗祭は即位禮の中に入ると云ふ解釋も出来ないものでありませうか、全然さう云ふことは御認めにならないのでございませうか。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 細かいことは、或は精密なことは今後の研究に俟たなければならぬと思はれます。現在所では信仰に關係のない面だけが即位の禮として此の皇室典範の豫想する所である、斯う云ふ風に考へて居ります。大嘗祭は裏表と申しますか、表裏一體の實質的結合はありませうけれども、制度の中に入らぬ、斯う云ふ風に考へて居ります。

○渡部信君 其の次に天皇踐祚の後に改元と云ふことが行はれるのであります。或は今は皇紀何年とか、西暦何年とか、さう云ふことに據るので

ありませうか、若し今後改元と云ふことが行はれると致しますれば、明治元年九月の行政官布告があります。あれにある一世紀と云ふ其の趣旨は今後も適用されるのでありませうか、若しさうであれば何故之を皇室典範に規定しないのでありませうか、改元と云ふことは國家の公の仕事であります。若し皇室典範が從來のやうに皇室の憲法であると云ふやうな觀念であれば、是こそ皇室典範の中に改元のことを規定致しますことが適當でないこと云ふ論も立ち得るのであります。然るに新しい皇室典範は、此の案に依りますれば國會の議決を経る立派な國法であります。従來の先例に依りますと、即位禮、大饗儀、是等は皆國の事務、即ち國務であるとして取扱つて居ります。が、此の典範の中に此の即位禮や大饗儀のことが規定してあるのは、皇位繼承に密接の關係のある事柄と云ふ風に御認めになつたのぢやないかと思ひます。改元が若し今迄の先例にあつたやうに行はれると致しますれば、天皇御踐祚の後に御大饗や御即位禮の行はれる前に、踐祚の後直ちに行はれると云ふことであります。改元も亦皇位繼承に密接の關係のある重大な事柄として此の皇室典範の中に御規定になつても差支ないやうに思はれます。明治元年の布告は、現在の皇室典範の十條で實際上其の役目を果して居るやうに思はれますが、今尙有效な法規ではあります。兎に角明治元年の規則で、明治二十二年の憲法發布から更につつと前に出たやうな規則であります。

るから、法規整理の意味から言ひましても、斯う云ふものは廢止か何かにしまして、即位禮、大喪儀の規定と一緒に皇室典範の中に明文を設けた方が宜いやうに思はれますが、如何でございませうか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 改元のことを現在の處置に於て何等變化を生ぜしむるものと考へて居りませぬ、皇室典範の十二條は改元の制度を定めて、明治元年の定制に従ふ旨を明かにして居ります、今回現行皇室典範が無くなりまして、之に代る規定が法律で出来ないと致しますれば、それは明治元年の定制が復活することになる譯であります、さう致しますと、現在に於きましては明治元年の行政官布告があつてその支へとなつて居つたものが皇室典範の第十二條であつた譯であります、其の皇室典範の十二條が無くなりまして、其の現行の規定の支へとなつて居る一つのものが無くなつたと云ふことになるのであります、併し本體たる行政官の布告は依然として現在に有効に残つて居る譯であります、斯様な狀況になつて居りますから、實效の上に於きましては特に支障もなく、何等疑惑を生ずる餘地はないと考へて居ります、それでは何故それを皇室典範の中に採入れないかと云ふ疑問が起つて來ますけれども、是等の制度に付きましては、尙色々考を廻らすべき點もあるのであり、今日特に法律は出さなくても、明治初年の規定が残つて居りますから、新たな積極的な制度を設ける必要もないと云ふ譯で、今回は何等の例へば法律の中に之を規定すると云ふやうな態度を執らなかつた次第であります

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 渡部君にちよつと伺ひますが、御質問はまだ相當續きますか

○渡部信君 どうも甚だ長い時間を取つて申譯ないのであります、もう二つ三つ……

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 大體四時に終りたいと思ひますからどうぞ

○渡部信君 承知致しました、それでは成るべく簡単に……今日の皇室典範の解釋上、一般の國法は特に明文のある場合の外は皇族に適用がないと云ふことになつて居るのであります、今後は一般皇族に付ては原則として總て適用がある、斯う云うやうに解すべきものであります、天皇と攝政とはどうなりませうか、例へば民法とか刑法とか、税法とか、戸籍法とか、全部のことは申されませぬが、二三の法規に付て天皇と攝政と一般皇族に分けて大體のことをちよつと伺ひたいと思ひます

○國務大臣(金澤徳次郎君) 仰せの如く今回は此の法律たる皇室典範に於きましては、皇族及天皇、攝政を含めての從來の私法の扱ひ方とは違ふのであります、總て一般の法律に従ふといふことを原則として居ります、でありますから、實體法に於きましては、殆ど國民一般と變な所はないやうになると思つて居ります、偶々財産の承繼に付きまして、免程問題の出ました皇室經濟法の第七條があると云ふやうなことは特別なものであると思ひます、そこで手續の面に於きまして、例へば裁判所の何處へ持つて行くか、或は法律上の代理人をどうするかと云ふやうな點に於きまして、考慮すべき點は残つて居ると思ひます、それと、大體の道行は決まつてありますけれども、何れ案を整理して通常議會に一般の法律の一部として御協賛を仰ぐやうなことにならうかと考へて居ります

○渡部信君 一般の法律が皇族に適用があると云ふことになりまして、例へば今皇族さんには御名前だけありまして、氏、姓と云ふものはないのであります、が、色々な法律に氏名を要することになつて居りますが、今後皇族方の氏と云ふものはどうなりませうか、今持つて居らつしやる宮號と云ふやうなものは其の儘残るのでありませうか、それを伺ひます

○國務大臣(金澤徳次郎君) 其の點は多分現在に近い姿を持つて行くものと考へて居りますけれども、其の方はまだ私の手許に於て研究する迄の段階に入つて居りませぬ、御答へしにくい程度であります

○渡部信君 一般の法律が皇族に適用があると云ふことになりまして、從來の皇室典範附屬の皇室令として色々天皇、皇族の御身分や權利義務、儀式のことに關した重要な規定が澤山ありますが、是等の中で此の皇室典範の中に決められたものは別と致しまして、其の外のものはどうなるのでありませうか、さつきの話に依ると、皇室典範と一緒に自然な話になると云ふやうな措置が執られると云ふやうな御話もありましたが、中には法律の明文で皇室令に委任したやうなものもあります、さう云ふやうなものはどうなりませうか、例へば王公族の權義に關する件とか、財産税法、戰時補償打切の法律の中に皇室令で定める事項、さう云ふやうな法律の規定があるものと、さうで

ないものとの區別がありますか、お伺ひしたい

○國務大臣(金澤徳次郎君) 大體今回の建前は、國民は總て法律の下に平等であると云ふ原理を採つて居りまして、如何なる場合に於きまして、之に例外を作りますことは、其の根據を憲法に求めなければならぬと云ふ風に考へて居ります、從つて國の象徵たる關係に於きまして、及び是と近接する關係に於かれての此の皇族に對しましては、其の見地から見たる特例は設くべきことではありますけれども、其の他範圍に於きましては、特例を設けることは、原則としてはあり得ないことと考へて居ります、今偶々御例示になりましたやうな部分のものはないなるべき管のものとして居ります、それから現在の皇室典範の中に、或はこれに基いて出來て居ります諸種の事項の中で、本當の皇室御一家に關しますものは、是は法律は全然與り知らぬ、皇室御内部の規定として御規定になる、斯う云ふことになつて居りますが、さうでない、色々儀式等に關します若干の問題は、今まだ具體的に迄掘下げたは居りませぬけれども、例へば立太子の式とかなんとか云ふ方面を考へる必要が起りますれば、それは多分政令等を以て規定されることと考へて居ります

○渡部信君 今御話の點であります、が、儀式のこと、其の外に皇室の御紋章とか、天皇旗、皇族旗等の旗章とか、皇族の宮中席次とも申すべき皇族の班位、それ等のことは今後皇室内部のことになりませうか、どうも此の御紋章、皇室の旗章、皇族の班位などは、一般の國民もよく知つて置くべき大事なことでありますので、何か典範の中に入れて戴くか、でなければ至急に法律で規定せられるか、さう云ふ規定を要するやうなものは其の他にもあるやうに思ひますが、憲法施行迄に間に合ふやうでありますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 今御示しになつたやうな、例へば御紋章等のことに付きましては、臨時法制調査會等に於きまして、相當の御議論のあつた點でありますけれども、此の憲法に於きましての特例に基いて、皇室典範に規定するを要するものは、現在御覽になつて居ります成案の程度を以て足れりと云ふやうに決められまして、斯う云ふやうなことは漸次是から制度を具體化させまして、事の宜しきを制するやうに考へて居ります、今まだ、實際の所を申しますと、一つ、どう處置して行くかと云ふことに付きましては、大部分は研究中であります

○渡部信君 もう一つ最後に伺ひたいのであります、今後は宮中、府中と云ふ區別は恐らくなくなることと思はれますし、又昨日の御説明に依れば、宮内府と云ふものも一つの行政部内に入る、宮内府の官吏の任免も大體内閣に於て行はれるやうであります、が、憲法の施行後、將來主として議院内閣とか政黨内閣とかになりますと、會計検査院や裁判所など云ふものを除いては、官吏が政黨毎に政黨の黨略とか、方針と云ふものに依つて頻々更迭するやうなことがあるのぢやないか、若しさうなつて宮内府の長官とか、側近の官吏が頻々更迭すると云ふことになれば、宮内官吏が政黨化するやうな虞があり、累々皇室に及ぼすやうな弊害を生ずる虞があるのではな

いかと思ひますが、英國などでは宮廷の三長官のロード・スチュアート、ロード・チェムバレン、マスター・オブ・ホース、斯う云ふ職員は大體國王御自身の御任命でありまして、その次席の人は政府が監督的に任命すると云ふことになつて居るやうに聞いて居ります

が、日本の宮内府を其の通りにしたらと云ふ譯ではありませぬけれども、宮内府の官吏の政黨化と云ふことを防ぐ爲に、或程度迄に宮内府職員を獨立させて職員的身分も或程度保障して、或種の宮内官は天皇の御自由な任命にすると云ふやうな御考はないでうか

○國務大臣(金森德次郎君) 御説の實質的な面、詰り宮内府職員が政治上の波瀾に依つて動揺しないと云ふ風にすべきだと云ふことは其の通りと考へて居ります、併し現實の制度の上に於きまして、はつきりと一般の官吏と全然

抜ひの違つた風にすると云ふことは、制度の均等を圖ります上に多少無理が起つて來ると存じて居りまして、左様な具的な方法を講ずると云ふことは現在の所考へて居りませぬ、唯事の性質に於きまして、例へば大學教授は政治上の變化の爲に動かない、併し或官廳の官吏は多少動くと云ふことがあるのでありまして、宮内府の職員も適當に其の制度を運用して行きますならば、政治上の影響を受けないやうに實施し得るものと存じて居ります、それ等の問題は結局人事の問題と、良き慣習を作り立てる問題、此の二つに分れると存じて居りまして、此の法規的は制度の面に於きましては、餘りそれに

するかと云ふことに付きまして、今相當考慮して居ります、結果に於ては御趣旨に合ふやうに實現したいと存じて居ります

○渡部信君 色々と私一人で長く御尋ね致しまして申譯ありませぬでした、が、一般的の質問は是で終ります

○委員長(伯爵二荒芳徳君) それでは今日は四時になりましたので、此の程度に致しまして散會致したいと思ひます、明日は國務大臣の方で御都合が矢張り午前中にお付きにならぬさうでありますから、今日の如く一時に開會致したいと思ひます、本日は是にて散會致します

午後三時五十三分散會
出席者左の如し

委員長 伯爵二荒 芳徳君
副委員長 男爵今國 國貞君
委員

侯爵東郷 彪君
侯爵淺野 長武君
侯爵前田 利建君
伯爵大木 喜福君
男爵白根 松介君
子爵黒田 長敏君
子爵北小路三郎君
子爵梅園 篤彦君
子爵高木 正得君
子爵三島 通陽君
子爵梅溪 通虎君
小山 松吉君
松村眞一郎君
羽田 亨君
村上 恭一君
渡部 信君
男爵飯田精太郎君
慶松勝左衛門君
副島 千八君

男爵鶴殿 家勝君
男爵岡 俊二君
男爵島津 忠彦君
坂田 幹太君
松尾 國松君
瀧川 儀作君
菅澤 重雄君
有馬忠三郎君
小汀 利得君
長島 銀藏君
國務大臣 金森德次郎君
政府委員 國務大臣 井手 成三君
法制局事務官